

あきた

発行所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

印刷所 秋田市旭北錦町 3 番 50 号
株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

規 則

- 秋田市臨時診療所条例の施行期日を定める規則（第36号）… 1
- 秋田市臨時診療所条例施行規則（第37号）…………… 2
- 秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第38号）…………… 2
- 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（第39号）…………… 2
- 秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第40号）…………… 2
- 秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則（第41号）…………… 2

上下水道局管理規程

- 秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程（第10号）…………… 2

訓 令

- 秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令（第 4 号）…………… 3

教 委 訓 令

- 秋田市教育委員会職員服務規程および秋田市教育委員会単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令（第 2 号）…………… 3

上下水道局訓令

- 秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令（第 4 号）…………… 3

告 示

- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第215号）…………… 3
- 指定居宅介護支援事業者の廃止について（第216号）…………… 4
- 収納代理金融機関の店舗統廃合について（第217号）…………… 4
- 発令した避難勧告の解除について（第218号）…………… 4
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の廃止について（第219号）…………… 4
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定について（第220号）…………… 4
- 医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定および変更について（第221号）…………… 4
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第222号）…………… 5

- …………… 5
- 令和 2 年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について（第223号）…………… 5
- 令和 2 年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第224号）…………… 5
- 令和 2 年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第225号）…………… 5
- 指定地域密着型サービス事業者および指定居宅介護支援事業者の指定について（第226号）…………… 5
- 秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について（第227号）…………… 6
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第228号）…………… 6
- 秋田市議会定例会の招集について（第229号）…………… 6

教 委 告 示

- 教育委員会臨時会の招集について（第11号）…………… 6
- 教育委員会定例会の招集について（第12号）…………… 6

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第 9 号）…………… 6

上下水道局告示

- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第30号）…………… 6
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第31号）…………… 6

公 告

- 秋田農業振興地域整備計画の変更について…………… 6
- 許可した開発行為に関する工事の完了について…………… 7
- 農用地利用集積計画の策定について…………… 7

上下水道局公告

- 受益者負担金の賦課対象区域について…………… 7

規 則

秋田市臨時診療所条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 2 年 8 月 7 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第36号

秋田市臨時診療所条例の施行期日を定める規則

秋田市臨時診療所条例（令和 2 年秋田市条例第36号）の施行期日は、令和 2 年 8 月 19 日とする。

秋田市臨時診療所条例施行規則をここに公布する。
令和2年8月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第37号

秋田市臨時診療所条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市臨時診療所条例（令和2年秋田市条例第36号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(診療日)

第2条 秋田市臨時診療所（以下「臨時診療所」という。）の診療日は、水曜日および土曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）および12月29日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）を除く。）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の診療日を設けることができる。

(診療時間)

第3条 臨時診療所の診療時間は、午後2時から午後4時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年8月19日から施行する。

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月24日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第38号

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年秋田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年9月10日から施行する。

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月24日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第39号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第16号中「の1年の期間」の次に「（当該期間内にこの号の休暇を使用することが困難な場合にあつては、別に定める期間）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部

を改正する規則をここに公布する。
令和2年8月24日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第40号

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（令和元年秋田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第25条を第26条とし、第20条から第24条までを1条ずつ繰り下げ、第19条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の期末手当)

第20条 条例第21条の規定により期末手当の支給を受ける会計年度任用職員の範囲は、給与条例施行規則第15条、第16条および第18条の規定の例による。この場合において、給与条例施行規則第16条の規定の例により期末手当を支給しない会計年度任用職員は、同条各号に掲げるもののほか、条例第21条第1項から第3項までに規定する会計年度任用職員のうち、基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したことによりその退職し、又は死亡した日までの任期が6箇月に満たないこととなったものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月24日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第41号

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則（昭和51年秋田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(特定退職者に関する暫定措置)

3 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則附則第1条の4に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第7条の2および第22条第1項の規定の適用については、第7条の2中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4の規定により読み替えられた同令第36条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」と、同項中「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則附則第3項の規定は、令和2年5月1日以降に退職した者について適用する。

上下水道局管理規程

秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年8月7日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男
秋田市上下水道局管理規程第10号

秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局分課および処務規程（昭和31年秋田市水道ガス局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表八橋下水道終末処理場の項中「八橋下水道終末処理場」を「八橋汚水中継ポンプ場」に改め、同表川口ポンプ場の項中「川口ポンプ場」を「川口汚水中継ポンプ場」に改める。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第4号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和2年8月24日

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市職員服務規程（平成7年秋田市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項を次のように改める。

職員の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までとし、休憩時間は午後零時から午後1時までとする。

第8条第2項中「により、」を「等により」に改め、「とき」の次に「、又は仕事と生活の調和もしくは職員の健康の確保を図るため公務の運営に支障がないと認めるとき」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年9月1日から施行する。

教 委 訓 令

秋田市教委訓令第2号

教 育 委 員 会
関 係 各 所

秋田市教育委員会職員服務規程および秋田市教育委員会単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年8月26日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教育委員会職員服務規程および秋田市教育委員会単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

第1条 秋田市教育委員会職員服務規程（平成7年秋田市教委訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時的任用職員又は」を削り、「法」という。）」の次に「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員および法」を加える。

第3条第1項中「職員」の次に「（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（同項第1号に掲げる職員に限る。）

を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第8条第2項中「により、」を「等により」に改め、「とき」の次に「、又は仕事と生活の調和もしくは職員の健康の確保を図るため公務の運営に支障がないと認めるとき」を加える。

（秋田市教育委員会単純労働職員の給与に関する規程の一部改正）

第2条 秋田市教育委員会単純労働職員の給与に関する規程（平成19年秋田市教委訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時又は」を削る。

附 則

この訓令は、令和2年9月1日から施行する。

上下水道局訓令

秋田市上下水道局訓令第4号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年8月28日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員就業規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「1週間につき」を「休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「育児短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に改める。

第18条第1項中「育児短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に、「当該育児短時間勤務」を「当該育児短時間勤務等」に改め、同条第2項前段を次のように改める。

管理者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとし、始業時間は午前8時30分、終業時間は午後5時15分、休憩時間は午後零時から午後1時までとする。

第18条第2項ただし書中「育児短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に、「当該育児短時間勤務」を「当該育児短時間勤務等」に改め、同項の表を削り、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 勤務の特殊性等により前項前段に定める勤務時間および休憩時間により難しいとき、又は仕事と生活の調和もしくは職員の健康の確保を図るため公務の運営に支障がないと認めるときは、別に定める勤務時間および休憩時間によるものとする。

附 則

この訓令は、令和2年9月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第215号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づく、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したの

で、同法第69条の規定により告示する。

令和2年8月3日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	更新年月日
184	泉さくら薬局	秋田市泉南二丁目1番29号	令和2年9月1日

秋田市告示第216号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

令和2年8月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター秋田	秋田市卸町五丁目1番33号	令和2年7月31日	居宅介護支援

秋田市告示第217号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定により定めた本市収納代理金融機関の店舗統廃合を次のとおりとするので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により告示する。

令和2年8月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 継承店舗名
秋田信用金庫 新国道支店（店番1120-036）
- 2 廃止店舗名
秋田信用金庫 泉支店（店番1120-014）
- 3 統廃合年月日
令和2年9月14日

秋田市告示第218号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき、次のとおり、発令した避難勧告を、令和2年8月10日午前10時をもって解除したので、同条第5項の規定により告示する。

令和2年8月10日

秋田市長 穂 積 志

発令した日時、解除した住所および世帯数

令和2年8月9日午後5時

河辺諸井字後野中島 7世帯

河辺諸井字上諸井 25世帯

河辺諸井字下川原 11世帯

河辺諸井字下諸井 33世帯

河辺諸井字大部 43世帯

河辺諸井字中道 7世帯

河辺諸井字福神 18世帯

河辺諸井字前田表 2世帯

河辺和田字坂本北 58世帯

合計 204世帯

秋田市告示第219号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年8月12日

秋田市長 穂 積 志

事業所名称	所在地	廃止年月日
ニチイケアセンター秋田	秋田市卸町五丁目1番33号	令和2年7月31日

秋田市告示第220号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年8月12日

秋田市長 穂 積 志

事業所名称	所在地	指定年月日
ハートケアクリニックおおまち	秋田市大町一丁目2番7号 サンパティオ大町A棟2階A号室	令和2年8月1日
ライフ薬局サンパティオ	秋田市大町一丁目2番7号 サンパティオ大町A棟2階	令和2年8月1日

秋田市告示第221号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年8月12日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
嵯峨 良隆	KEIROW 由利本荘ステーション	秋田県由利本荘市川口字家後148番地1	令和2年7月10日
藤田 啓汰	はいたち鍼灸整骨院旭南	秋田市旭南三丁目2番60号	令和2年7月17日

2 変更

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
赤坂 二郎	てらうち整骨院	旧 秋田市寺内字 イサノ56番地 2	平成31年 2月3日
		新 秋田市寺内字 イサノ126番 地2	

秋田市告示第222号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和2年8月12日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和2年7月3日から同月29日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和2年8月12日から令和3年2月12日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第223号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年8月12日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

令和2年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第224号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年8月14日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

別紙（省略）のとおり

2 送達すべき書類の名称

令和2年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第225号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年8月14日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

令和2年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第226号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項および第79条第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第85条の規定により告示する。

令和2年8月17日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社エニシア秋田	デイサロンえにしあ	秋田市広面字蓮沼21番地1	令和2年8月15日	地域密着型通所介護
ライフデザインラボ株式会社	黒子ケアラボ	秋田市四ツ小屋字中野64番地1 ラポールNAGATO B16	令和2年8月15日	居宅介護支援

秋田市告示第227号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収の事務を、令和2年8月17日から令和4年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年8月19日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店
秋田市下新城中野字街道端西241番地231
嵯 峨 周 悦
ファミリーマート 秋田勝平店

秋田市告示第228号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和2年8月21日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定廃止年月日
45	山ノ下薬局	秋田市川元山下町8番8号	有限会社相原商店 代表取締役 相原真悦	令和2年9月30日

秋田市告示第229号

令和2年9月1日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。
令和2年8月25日

秋田市長 穂 積 志

教 委 告 示

秋田市教委告示第11号

令和2年8月6日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

令和2年8月6日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委告示第12号

令和2年8月27日午後2時秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和2年8月24日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 哉

農 委 告 示

秋田市農委告示第9号

令和2年8月19日午後2時秋田市職員研修棟第1・2研修室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和2年8月12日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
- 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 農用地利用集積計画（令和2年度第5号）に関する件
- 農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第30号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第4号の規定により告示する。

令和2年8月6日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

事業者名	代表者	所在地	廃止年月日
吉田ビニール株式会社	吉 田 光	秋田市新屋島木町1番46号	令和2年7月31日

秋田市上下水道局告示第31号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和2年8月6日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

業者名	代表者	所在地	廃止年月日
吉田ビニール株式会社	吉 田 光	秋田市新屋島木町1番46号	令和2年7月31日

公 告

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和2年8月28日の翌日から起算して15日以内に秋田市にこれを申し出ることができる。

令和2年8月5日

秋田市長 穂 積 志

- 縦覧期間
令和2年8月5日から同月28日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和2年5月25日付け秋田市指令第3705号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和2年8月19日

秋田市長 穂 積 志

- 工事が完了した工区
第一工区
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
秋田市御所野堤台一丁目6番100の内
- 開発許可を受けたものの住所および氏名
秋田市大町三丁目2番10号
大和ハウス工業株式会社秋田支店
支店長 原 田 晋 平

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和2年度第5号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月25日

秋田市長 穂 積 志

- 縦覧に供する書類
農用地利用集積計画書
- 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

上下水道局公告**秋田市上下水道局公告**

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和2年8月25日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

賦課対象区域

豊岩小山字中山および河辺和田字上石川（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

